

令和 4 年 6 月 7 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01282

研究課題名(和文)「第三国による対抗措置」の理論的および現実的妥当性に関する研究

研究課題名(英文)Critical Analysis of Theoretical and Practical Validities of the Doctrine of Third-party Countermeasures

研究代表者

岩月 直樹 (IWATSUKI, Naoki)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：50345112

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：国際社会における基本的利益を侵害する行為(例えば基本的人権の重大な侵害等)を行う国がある場合、経済制裁、とりわけ通常であればそれ自体が禁じられる措置に訴えることで是正するよう求めることが、他国に認められるのか。この問題について、国連における検討作業、具体的な事案における諸国家の実行と学説の検討を通じて、どのような場合であれば国際法上認められるようになっているかを、検討した。国が人民の政治的選択に関わる基本的人権を重大に侵害する場合には、他国による個別的あるいは集団的な一方的措置が認められるが、現状ではそれを国際社会全体に対する義務の違反の場合として一般化する形で認められるには至っていない。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際社会には義務違反の是正と救済を確保する公権的な機関が存在しないことから、各国が自らが適当と考える措置に訴えることによって事態への対応をはかる自力救済の余地を認めざるを得ない。しかし、そうした自力救済が必要であると各国が自ら判断すれば認められるのでは、国際秩序は成り立たないため、そうした一方的措置の行使については国際法による規律が必要であり、現に存在する。もっとも、そうした規制は慣習法という不文法の形で存在するため、その内容を把握することは難しい。本研究は、諸国家の実行や政府見解を調査し、それらを学説の検討に基づく理論的・体系的な観点から評価することで、現状の法的規制の明確化を試みた。

研究成果の概要(英文)：When a country commits an act that infringes on the fundamental interests of the international community (e.g., a serious violation of fundamental human rights), is it permissible for other countries to resort to economic sanctions, especially measures that would normally be prohibited under international law? In this research this question was examined through the relevant work at the United Nations, State practice in specific case, and the study of academic discussions.

Although unilateral measures by other states, either individually or collectively, may be permissible in cases where a state seriously violates fundamental human rights related to the political choices of its people, at present there is no general acceptance that such is the case for every violation of obligations era ones, i.e. those owed by each State to the international community as a whole.

研究分野：国際公法

キーワード：一方的措置 経済制裁 基本的人権 非軍事的措置 人道危機 対抗措置 国際紛争の平和的解決

1. 研究開始当初の背景

(1) 中央集権的統治機構を依然として欠く国際社会においては、国は他国による条約あるいは慣習国際法上の自らの権利侵害をめぐる紛争を解決する過程において、一定の場合に自助に訴えることがなお禁じられていない。そうした自助として、通常であればそれ自体が違法とされる措置に訴えても、一定の条件に従う限りにおいて、正当な対抗措置として許容される。しかし、対抗措置はあくまで二国間関係における主観的な権利義務をめぐる紛争について認められるものとされており、自らの権利に対する侵害が問題となっていない場合に対抗措置に訴える、いわゆる「第三国による対抗措置」は他国間の紛争に対する介入として、認められるとは考えられてこなかった。

しかしこうした伝統的な認識は現在、国家実行と学説理論の双方から、修正を求められるようになってきている。

(2) 国家実行の上では、反体制派政治勢力を抑圧するために重大な人権侵害を伴う弾圧行為を行う国に対し、自らは直接の被害国となっていない国、とりわけ米国及び欧州連合諸国が、政府高官を特に対象とした「狙い撃ち制裁」に訴え、当該事態を非難し、弾圧を中止するよう求めるようになってきている。また、国際テロ活動及びその支援や核兵器開発に従事しているとされる国に対して同様の措置が実施される例も見られる。こうした措置は、国連憲章上は安全保障理事会の決定によるべきことが予定されているところ、現実には加盟国が個別にそうした措置の必要性を判断し、実施することとなっている。

(3) 他方で、学説理論の上では、国連国際法委員会が国家責任条文の一部として対抗措置を検討したことを契機として、少なくとも国際社会全体に対して国が負う対世的義務に重大に違反する行為が侵された場合には、すべての国が対抗措置に訴えることで対処することができるという見解が有力に主張されるようになってきている。

こうした国家実行及び学説理論の展開は平仄をあわせたものであるようにも思われる。しかし実際には、「第三国による対抗措置」理論は、もっぱら対世的義務違反の法的帰結に関していけば当然に導かれるべき論理的帰結として提示されてきており、国家実行の丹念な検討として提示されているわけではない。そのため、「第三国による対抗措置」をめぐるのは現在、理論が先行する形で展開されているような状況にある。実際、欧米諸国による措置はとりわけ中小国によって必ずしも支持されておらず、むしろ共通利益の保護を名目とした先進国による経済的措置による介入手段となり得るものであるとして強く警戒されている。

(4) こうしたことから「第三国による対抗措置」理論については現在、国家実行の詳細かつ正確な評価をふまえた上で、それらをより適切に評価しうる理論の提示が求められ、その上で「第三国による対抗措置」の濫用を適切に規制しうる制度の検討が求められている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、国連国際法委員会をはじめとして「第三国による対抗措置」を対世的義務に当然に付随する一般法理として捉える見解を批判的に検討し、その法的性質について従来の見解とは異なる視点を提示することにある。国家実行の上では「第三国による対抗措置」理論に対する批判が見られるものの、それを学問的に引き受け、対抗する見解はこれまで示されてこなかった。本研究が目指すのは、理論と国家実行の双方をふまえた現実的に妥当な対抗的見解の提示であり、その点に本研究の独自性・創造性がある。

3. 研究の方法

(1) 本研究は「第三国による対抗措置」について、現代国際法における「第三国による対抗措置」の法的性質、つまりその正当性根拠と制度的機能を解明することを目標としている。当該目標を達成する方法として、「第三国による対抗措置」を政策的手段として積極的に位置づけている米国と欧州連合の外交政策がどのような理論的根拠によって正当化されているのかを資料調査により明らかにする。特に、措置の実施に際して国際法上の根拠をどのように判断していたのか、実際に執られた措置の選択と程度を決定する上でどのような考慮が払われていたのかなど、国家実行の詳細について調査する。

(2) 研究期間は4年とし、当初は下記のような研究を予定していた。初年次は米国における経済的措置に関する立法及びその運用に関する政策決定過程及び実行に関する検討にあて、そのために米国公文書館での調査を行う。2年次には、欧州連合の「制限的措置」に関する原則策定過程及び実行を調査検討することとし、そのためにイタリアの欧州連合歴史文書館における資料調査とベルギーの欧州連合本部における外交実務担当者へのインタビューを行う。3年次も引き続き欧州の実行に関する調査を行うが、欧州連合加盟国の中でも制限的措置に積極的なフランスと、抑制的な英国の政策的立場の相違を調査するため、英国及びフランスの公文書館での調査および外交実務担当者へのインタビューを行う。最終年次には、調査全体のとりまとめを行い、措置の実施国、原因事実、措置の内容・程度・期間、措置の効果、措置に対する国際的な反応、正当化の論理を基本項目としたデータベースを完成させ、得られた知見を論文

として公表する。

(3)しかし、2年次より現在に至るまで、新型コロナウイルス感染拡大のために海外での資料調査およびインタビュー(機微に渡る情報も含みうるため、オンラインでの実施には問題があった)を実施することが困難となり、上記の計画については大幅な修正を迫られた。インタビュー調査を他の手段に代えることは困難であったが、資料調査についてはデジタル複写サービスを利用するなどにより可能な限りで実施した。

4. 研究成果

(1)「第三国による対抗措置」について学説は主に「対世的義務に基づく共通利益に「第三国による対抗措置」を位置づけ、独自の法制度として捉える見解と、国家責任法の実施手段として国家責任制度の一部として位置づける見解に分けられる。しかしこれら両者の見解にはいずれについても、理論的また現実的な妥当性という点でいくつかの問題があることを確認した。

(2)古典的文献においては、公序あるいは公共利益を直接に「第三国による対抗措置」の基礎とすることに対する慎重さが見られ、それは19世紀から20世紀の欧州諸国間の政治的緊張関係を反映しているものと考えられる。それに対し、今日の「第三国による対抗措置」をめぐる学説では国際法秩序を維持するための積極的な手段として認めることを、公序あるいは国際社会の公共利益から直接に、あるいは躊躇なく正当化する傾向が見られる。こうした見解は欧州諸国における民主的国家統治体制に対する自信あるいは信頼を反映しているものと考えられる。しかし、それがどこまで根拠のあるものであるかについては批判的でなければならず、そうでなければ「第三国による対抗措置」理論がそれら欧州諸国の価値観あるいは現状の国際社会における政治的優位性を覆い隠すためのイデオロギーとなりかねない。

(3)国家実行等に基づく実証的な検討については、新型コロナウイルス感染拡大により海外での調査・インタビューの実施が困難となったことから、将来的な課題として多くが残されている。本研究期間において実施することができた米国公文書館における調査では、主にカーター政権期の人権外交に関わる資料を収集した。自国民が被害者となっているか否かにかかわらず、大規模な人権侵害行為それ自体を国際的な問題として米国および西欧諸国が外交的な非難を及ぼすようになったのは1970年以降となっており、国際司法裁判所によって対世的義務の概念が示された時期と重なる。もっとも、同概念が直接にそうした実行の契機となったとは考えにくい。将来的な他国における調査とあわせて、本資料について検討し評価することは今後の課題である。

(4)当初予定していた調査が困難となったことから、それに代わる追加的検討事項として、地域的国際組織・機構による経済制裁を対象として取り上げることとし、特に国連憲章第53条が予定する、安全保障理事会による地域的取極・機関の「利用」と、軍事的措置との関係について検討した。国連憲章第53条が「いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極めに基づいてまたは地域的機関によってとられてはならない」と定めていることとの関係で、経済制裁が「強制行動」に該当するかという問題となる。この点については現在、経済的措置は個別国家も報復あるいは対抗措置として実施することが可能であることから、地域的取極めに基づく場合でも安全保障理事会の許可に服さないと、一般には考えられている。しかし、このように一律に経済的措置については強制行動にあたらないとする理解は、対抗措置と集団的安全保障のための経済的措置という法的に区別されるべき問題を混同する点で問題があり、より精緻な検討が必要である。個別国家による対抗措置は平和的紛争処理手続の一部であるのに対し、国連憲章における強制措置は集団的安全保障制度に基づく措置であり、そのために執られる非軍事的措置は、対抗措置とは異なる法制度に服する。このような点で、両者は法的・制度的に異なる評価を受けるべきものである。そうである以上、地域的機構が安全保障のためにとる集団的な経済的措置を集団的対抗措置として当然に捉えうるものではなく、各事案の状況に照らしていずれの法制度に則して理解されるべきかが論じられなければならない。そのような観点から、地域的国際組織・機構に関する実行は再点検されなければならない。

(5)普遍的義務の違反により第三国に対抗措置に訴える資格が発生するという見解は、対抗措置を国家責任法の一部として捉えた場合に概念的に導かれる可能性を示すものにすぎず、むしろそうした資格が発生することが認められるのは内的自決を損なうような重大な人権侵害と認めうる場合に限られると考えることが、理論的には可能であり、復讐および対抗措置に関する歴史的展開をふまれば適当である。また継続的な調査が必要であるものの、現状における国家実行もそのような理解の妥当性を示すものとして評価することができる。もっとも、この点をさらに実証的に検証するためには、惜しくも実施することができなかった関係当局における政策決定者に対する調査を含めた各国・機関の政策決定過程についてのより緻密な調査を要する。

他方で、2022年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵攻に対して、欧米及び日本をはじめとして国際社会は、国際銀行間通信協会(SWIFT)からのロシアの主要銀行の排除や最恵国待遇の停止などに迅速に訴えることで対応した。本事例はロシアによるウクライナに対する明白な侵略行為に対する第三国による対抗措置と認めうるものである。当該事例に照らしても本研究から得られた結論に妥当性を認めうるかは、引き続きの検討を要する。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Naoki IWATSUKI	4. 巻 1
2. 論文標題 Diplomatic & Consular Relations: Abuses of Privileges and Countermeasures Thereto	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Encyclopedia of Public International Law in Asia	6. 最初と最後の頁 193-195
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩月直樹	4. 巻 255
2. 論文標題 復仇の要件 ナウリラ事件	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際法判例百選 [第3版]（別冊ジュリスト）	6. 最初と最後の頁 172-173
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩月直樹	4. 巻 94-5
2. 論文標題 ロシアによるウクライナ軍事侵攻	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩月直樹	4. 巻 -
2. 論文標題 免除および刑事手続事件	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 令和3年度重要判例解説	6. 最初と最後の頁 254-255
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩月直樹	4. 巻 -
2. 論文標題 国際法委員会による国際立法と法政策 国家責任条文による対抗措置に対する法的規制の試みを例に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際法の現在	6. 最初と最後の頁 49-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩月直樹	4. 巻 765
2. 論文標題 第三国による対抗措置	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 49-55
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 森 肇志、岩月直樹	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 248
3. 書名 サブテキスト国際法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------